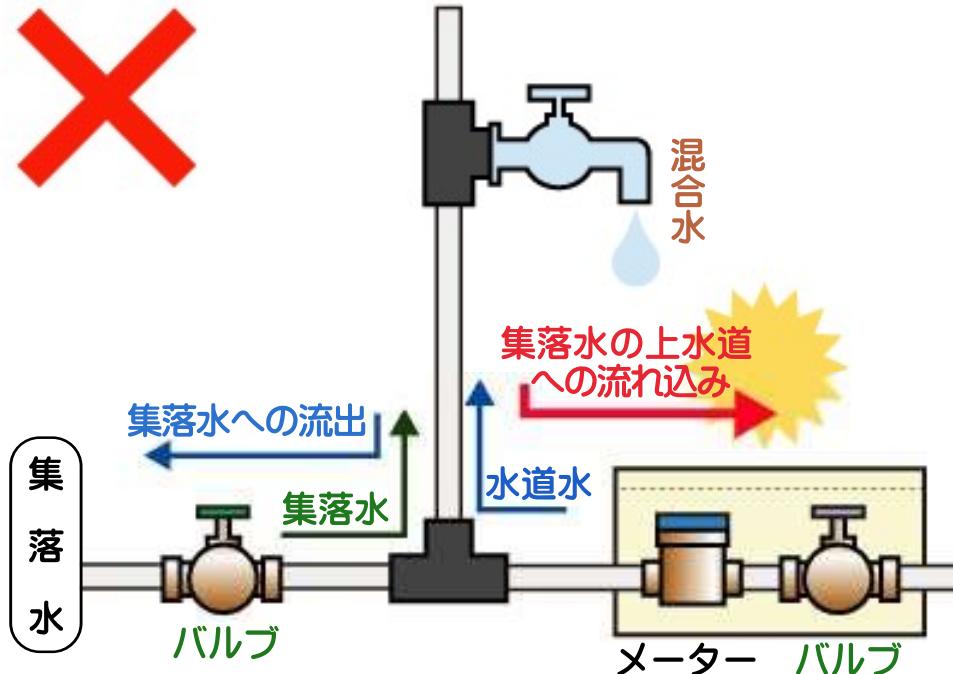


「水道管」と「集落水の管」の接続は絶対禁止です。

「水道管」と「集落水の管」が直接つながっていてはいけません。必要に応じてバルブで切り替えて使用することも絶対禁止です。

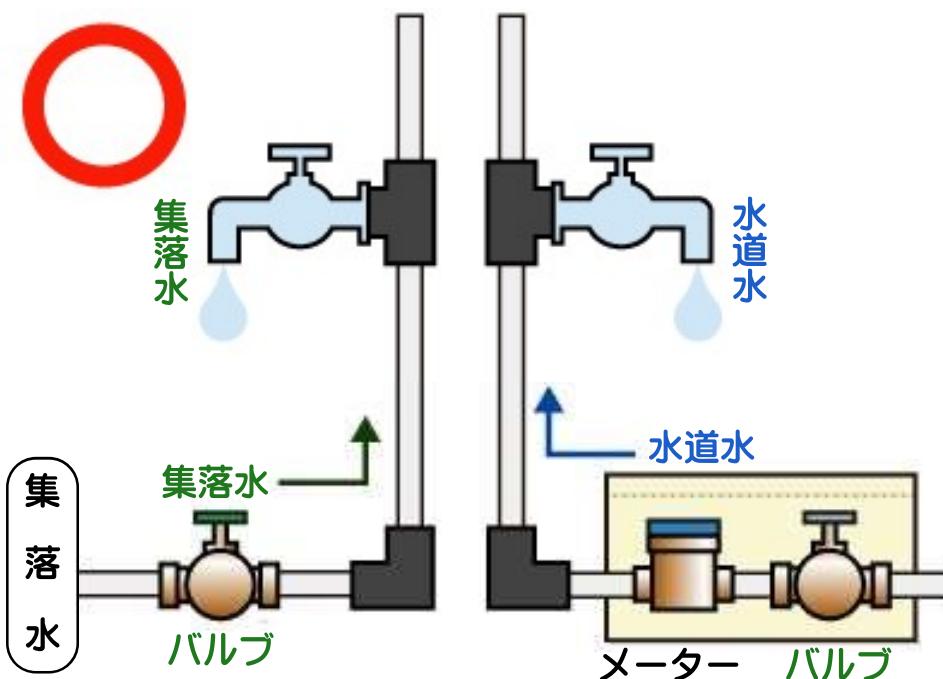


罰則があります。

『水道法第7章罰則第51条』

水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

「水道管」と「集落水の管」が直接つながっている場合は、切り離しをしてください。



石垣市水道部からのお願い

ご自宅がクロスコネクションになっている場合には、
切り離してください!
集落水、井戸水、農業
用水との接続も
絶対禁止です。

クロスコネクションとは
水道管と他の水管（集落水の管、
井戸水管、農業用水管、貯水槽
以降の管など）に直接接合されて
いる状態のことをいう

連絡先
石垣市水道部 施設課 管理係
TEL 0980-83-4047

一人ひとりがルールを守り、安心安全な水道水を使用しましょう。